

◆◆◆ 経営安定セミナー ◆◆◆

インボイス制度の概要と 実務上対応のポイント

～導入により変更される仕入税額控除、適格請求書等の記載内容について～

軽減税率制度と同時に規定されたインボイス方式の導入は、2023年10月1日から施行される予定です。このインボイス方式とは、従来の区分記載請求書等（10%と8%に区分して記載した請求書等）に代えて、インボイス（税額票）である「適格請求書等」の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度です。

この「適格請求書等」を発行するには様々な義務を負うこととなります。本セミナーでは、インボイス方式の概要から実務上対応のポイントについて、分かりやすく解説します。

講師

ほし ただし
星 叡 氏

税理士法人トリプル・ウイン顧問
税理士 行政書士



駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後 公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月：星晴喜税理士事務所開業。実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

日時 2020年3月17日(火)
14:00～16:30

場所 根室商工会館 2階
(根室市松ヶ枝町2-7)

受講料 無料 (どなたでもご参加できます)

定員 20名(先着順)
(※定員になり次第、締め切らせていただきます)

■お申し込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、
FAXにてお申し込みください。

主催 根室商工会議所・根室中小企業相談所
(公社) 根室地方法人会根室支部

講座内容

1. 適格請求書等保存方式 (インボイス制度) の概要
軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール
請求書・領収書等の様式変更へのシステム対応
インボイス制度とは
2. 適格請求書発行事業者登録制度
適格請求書発行事業者の登録
登録は本当に必要か、登録しないとどうなるのか
登録するにはどのような手続きが必要か 等
3. 適格請求書発行事業者の義務
交付・保存義務と不正交付への罰則
適格請求書に係る電磁的記録
適格請求書の記載に誤りがあった場合 等
4. 適格請求書の記載事項
適格請求書・適格簡易請求書
適格請求書等の保存がなくても仕入税額控除が可能なケース
適格請求書に記載する消費税額等の端数処理 等
5. 電子インボイス
電子インボイスに係る電磁的記録の保存義務
電子インボイスデータの保存要件
電子インボイス等の授受の様態別の保存方法

(2020.3.17) 『インボイス制度の概要と実務上対応のポイント』 受講申込書

根室商工会議所 行 FAX: 0153-24-2090

申込日 (2020/ /)

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名	(複数のご参加可能)		

※ご記入いただいた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。